

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間③のうち、昭和45年8月28日から同年12月26日までの期間について、申立人のB社における資格喪失日は同年12月26日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月1日から同年10月1日まで
② 昭和44年11月27日から45年6月1日まで
③ 昭和45年8月28日から46年2月1日まで
④ 昭和46年8月1日から同年9月26日まで
⑤ 昭和47年1月8日から同年2月1日まで

申立期間①については、期間を空けずにC社からグループ会社であるA社(現在は、D社)に副支配人兼総務課長として出向したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間②及び③については、B社が運営するE学院F校に事務局長として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間④及び⑤については、G社に総務課長として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する辞令、C社から提出された労働

者名簿及び雇用保険の記録により、申立人が同社及びグループ会社に継続して勤務し（C社からA社に出向）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和41年10月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主（A社の後継会社であるD社）は、保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③については、申立人が所持する写真及び複数の元同僚の証言により、申立人が昭和44年11月27日から46年1月ごろまでB社に事務局長として勤務していたことが推認できる。

また、申立期間③のうち、昭和45年8月28日から同年12月26日までの期間については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、資格喪失日が45年6月27日となっている者が申立人を含めて239名いることが確認できるが、そのうち206名（申立人を含む）については、資格喪失日が当初、同年8月28日と届出されていたところ、同年12月26日付けで、同年6月27日にさかのぼって訂正されていることが確認できることから、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日をさかのぼって同年6月27日とし、それに合わせて、従業員の資格喪失日もさかのぼって届出したものと推認できる。

さらに、当該206名のうち1名が所持する当該事業所における昭和45年8月分（給与の計算対象期間は同年7月26日から同年8月25日）、同年9月分（同年8月26日から同年9月25日）、同年10月分（同年9月26日から同年10月25日）の給与明細書において、同年7月から同年9月までの厚生年金保険料が給与から控除されているところ、当該者は申立人と同様に事務局長（H校）であったことから、申立人もこの間の給与から厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

加えて、当該事業所の商業登記簿により、申立期間③当時、当該事業所が存続していたことが確認でき、同僚等の証言から、当時5人以上が勤務していたことが認められることから、当該事業所は同年12月26日まで、適用事業所の要件を満たしていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所において上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格喪失に係る適正な記録訂正があったとは認めら

れない。

また、申立人は昭和46年1月ごろまで勤務していたことが認められることから、事業主が申立人の資格喪失日として当初届け出た、45年8月28日についても事実即した届出があったとは認められず、申立人の当該事業所における資格喪失日は、申立人の資格喪失日がさかのぼって訂正された同年12月26日とする必要が認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和45年7月の社会保険事務所の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、昭和45年12月26日から46年2月1日までの期間については、当該事業所は既に解散しており、同僚等への照会においても申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人は昭和46年1月8日にI社（B社が運営するE学院J校及びF校の後継会社）において、雇用保険に加入していることが確認できる。

- 3 申立期間②については、上記2のとおり、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間②当時に入社した元同僚は、「厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、入社3か月後であった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、元同僚の中に厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者及び入社して3か月から6か月経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が複数名確認できる。

また、申立人の雇用保険の記録では、昭和45年6月1日に資格を取得しており、厚生年金保険の資格取得日と一致する。

さらに、当該事業所は既に解散しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④及び⑤については、元同僚の証言により、申立人がG社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

また、申立期間④及び⑤当時に入社した元同僚は、「当該事業所には2年近く勤務したが、私の厚生年金保険の被保険者期間は7か月間となっている。」と証言しているところ、オンライン記録によると、勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致していない者が複数名確認できる。

さらに、事業主は、「当時の賃金台帳、源泉徴収簿等は既に廃棄している。」と回答しているほか、申立人の申立期間④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、③のうち昭和45年12月26日から46年2月1日までの期間、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
昭和 57 年 1 月にA社の入社テストに合格し、同年 2 月 1 日から正社員として入社したが、厚生年金保険の資格取得日が同年 8 月 1 日になっているのは納得できない。
申立期間についても被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

また、元事業主は、「時期は定かではないが、かつて当該事業所においては試用期間があり、その間は、従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人と同時期に当該事業所に勤務していた複数の同僚は、入社以降 3 か月から 6 か月を経て厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、雇用保険の記録では、昭和 57 年 8 月 1 日に取得、61 年 3 月 31 日に離職とされており、雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

加えて、当該事業所は既に廃業しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

平成 9 年 5 月から同年 10 月まで勤務した A 社では、約 20 万円の給与を受け取っていた。社会保険事務所（当時）の記録では、当該期間の標準報酬月額が 11 万 8,000 円となっており、間違っているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書によると、申立期間における申立人の給与は、基本給が 15 万 6,000 円で、各種手当を含めると毎月約 20 万円の支給額であることが確認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の標準報酬月額は、A 社における厚生年金保険被保険者の資格取得時（平成 9 年 5 月 21 日）に 11 万 8,000 円で決定され、同年 10 月まで変更が無いことが確認できる上、当該標準報酬月額は、申立人のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間当時の標準報酬月額 11 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料は 1 万 236 円であるところ、当該給与明細書によると、申立人は、平成 9 年 5 月分及び同年 6 月分の給与からは厚生年金保険料を控除されておらず、同年 7 月分から同年 9 月分までの給与における厚生年金保険料控除額は 9,735 円、同年 10 月分の給与における厚生年金保険料控除額は 1 万 236 円であり、申立期間のいずれの月も、オンライン記録の標準報酬月額 11 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料額を下回る控除額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 19 日から 62 年 7 月 30 日まで

昭和 57 年 7 月 1 日から 62 年 7 月 30 日までの約 5 年間、A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は、60 年 7 月 19 日付けで被保険者資格を喪失している。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間内の昭和 60 年 9 月 1 日に、A 社（現在は、B 社）とは別の C 社及び D 社の 2 か所の事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得し、前者事業所においては 62 年 1 月 1 日まで、後者事業所においては 61 年 8 月 31 日まで厚生年金保険被保険者であったことが確認できるとともに、その後も、申立期間内の 62 年 2 月 1 日に、A 社とは別の E 社において被保険者資格を取得し、平成 4 年 2 月 29 日まで被保険者であったことが確認できる。

また、雇用保険被保険者記録及び雇用保険受給資格者証によると、申立人は、昭和 60 年 7 月 18 日に A 社を離職し、同年 8 月 21 日に公共職業安定所に求職申込みを行っていることが確認でき、当該離職日の翌日は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致していることが確認できるとともに、上述の C 社等の別の事業所に係るオンライン記録の状況も踏まえると、申立人は、申立期間において A 社に継続して勤務していたとは考え難い。

さらに、B 社は、申立期間当時の A 社に係る関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄しており、このほか、申立期間における申立てに係る事業所での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者として、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 24 日から 43 年 2 月 20 日まで
申立期間以前に一度、脱退手当金を受け取ったことはあるが、申立期間の脱退手当金の請求及び受領の記憶は全く無いので、この支給記録を取り消し、年金額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 43 年 6 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間後に申立期間と同一の事業所で再取得しているところ、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月から 36 年 3 月まで
② 昭和 41 年 1 月 22 日から同年 4 月 21 日まで

申立期間①については、昭和 35 年に運転免許を取得し、同年 6 月ごろに A 社に入社し、普通貨物ドライバーとして勤務した。申立期間②については、41 年から B 社にタクシードライバーとして勤務していた。両事業所とも厚生年金保険に加入していたと思うので、事業所名簿に自分の名前が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

また、オンライン記録により、申立期間①前後に入社し証言を得られた元同僚の中には、入社日から 2 か月から 1 年程度を要して厚生年金保険被保険者資格を取得している者が確認できることから、当該事業所においては、必ずしも一律に社員全員の被保険者資格を取得させる事情でなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険の番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、当該事業所は既に解散している上、当時の役員等は所在が不明であることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について証言を得ることができない。

2 申立期間②については、当時、B 社に勤務していた 5 人の元社員からは、申立人が当該事業所に勤務していたとする証言は得られない上、このうち

の1人は、「運転手の場合は、出入りが激しかったので、2、3か月たないと厚生年金保険には加入できなかった。」と証言している。

また、申立人が同僚として名前を挙げた社員が当該事業所に勤務したのは、申立期間②から2年後であり、当該社員は、申立人と一緒だったのは申立期間②の前の別の事業所である旨を証言している。

さらに、事業主は、「当時の関係書類は廃棄済みで、不明である。」と回答しており、申立人の当該事業所における勤務実態について確認できない。

3 このほか、申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。